

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【公表番号】特表2016-535098(P2016-535098A)

【公表日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2016-063

【出願番号】特願2016-551069(P2016-551069)

【国際特許分類】

C 07 D	213/40	(2006.01)
C 07 D	401/12	(2006.01)
C 07 D	401/14	(2006.01)
A 61 P	25/24	(2006.01)
A 61 P	25/04	(2006.01)
A 61 P	25/00	(2006.01)
A 61 P	39/02	(2006.01)
A 61 P	25/08	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)
A 61 K	31/4402	(2006.01)
A 61 K	31/4439	(2006.01)

【F I】

C 07 D	213/40	C S P
C 07 D	401/12	
C 07 D	401/14	
A 61 P	25/24	
A 61 P	25/04	
A 61 P	25/00	
A 61 P	39/02	
A 61 P	25/08	
A 61 P	43/00	1 1 1
A 61 K	31/4402	
A 61 K	31/4439	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年12月10日(2018.12.10)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0097

【訂正方法】変更

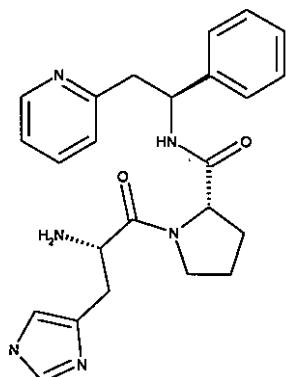
【訂正の内容】

【0097】

実施例7

(S) - 1 - ((S) - 2 - アミノ - 3 - (1H - イミダゾール - 4 - イル) プロパン
イル) - N - ((S) - 1 - フェニル - 2 - (ピリジン - 2 - イル) エチル) ピロリジン
- 2 - カルボキサミド

【化29】



表題化合物を、三塩化物、 $2 - [((2 S) - 2 - \{ [(2 S) - 1 - [(2 S) - 2 - \text{アザニウムイル} - 3 - (1 H - \text{イミダゾール} - 1 - \text{イウム} - 4 - \text{イル}) \text{プロパノイル}] \text{ピロリジン} - 2 - \text{イル}] \text{ホルムアミド} \} - 2 - \text{フェニルエチル}] \text{ピリジン} - 1 - \text{イウムトリクロリド}$ として製造した。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0100

【訂正方法】変更

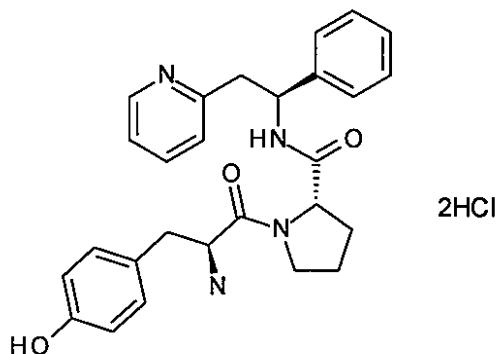
【訂正の内容】

【0100】

実施例8

$2 - ((S) - 2 - ((S) - 1 - ((S) - 2 - \text{アミノ} - 3 - (4 - \text{ヒドロキシフェニル}) \text{プロパノイル}) \text{ピロリジン} - 2 - \text{カルボキサミド}) - 2 - \text{フェニルエチル}) \text{ピリジン二塩酸塩}$

【化32】



表題化合物は、 $2 - [((2 S) - 2 - \{ [(2 S) - 1 - [(2 S) - 2 - \text{アザニウムイル} - 3 - (4 - \text{ヒドロキシフェニル}) \text{プロパノイル}] \text{ピロリジン} - 2 - \text{イル}] \text{ホルムアミド} \} - 2 - \text{フェニルエチル}] \text{ピリジン} - 1 - \text{イウムジクロリド}$ と称することもできる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0103

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

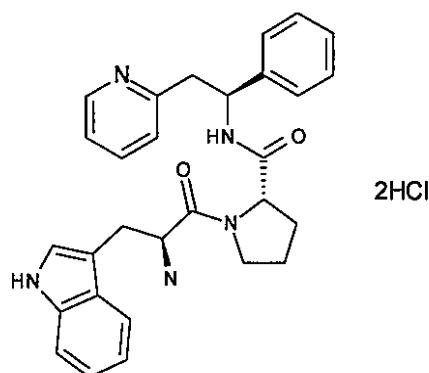
【0103】

実施例9

$2 - ((S) - 2 - ((S) - 1 - ((S) - 2 - \text{アミノ} - 3 - (1 H - \text{インドール} - 3 - \text{イル}) \text{プロパノイル}) \text{ピロリジン} - 2 - \text{カルボキサミド}) - 2 - \text{フェニルエチル}) \text{ピリ$

ジンニ塩酸塩

【化35】



表題化合物は、2-[[(2S)-2-{[(2S)-1-[(2S)-2-(2-phenylpropyl)amino]acetyl}cyclopentyl]methyl]-1-(1H-indol-3-yl)propan-1-one dihydrochlorideと称することもできる

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

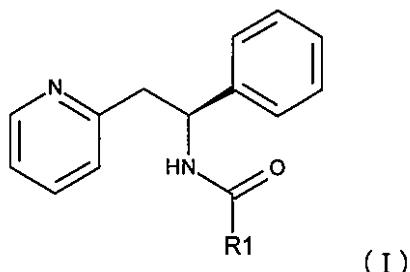
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

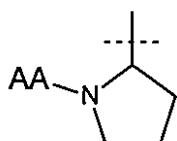
式(I)：

【化1】



(式中、R1は、_____)

【化2】



であり；AAは、ペプチド結合で結合された天然アミノ酸である)の化合物またはその薬学的に許容される塩。

【請求項2】

以下からなる群から選択される請求項1に記載の化合物：

—(S)-1-((S)-2-アミノ-3-メチルブタノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミド；
 —(S)-1-((S)-2,6-ジアミノヘキサノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミド；

(S)-1-((S)-2-アミノ-3-(1H-イミダゾール-4-イル)プロパノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミド；

2-((S)-2-((S)-1-((S)-2-アミノ-3-(4-ヒドロキシフェニル)プロパノイル)ピロリジン-2-カルボキサミド)-2-フェニルエチル)ピリジン；

2-((S)-2-((S)-1-((S)-2-アミノ-3-(1H-インドール-3-イル)プロパノイル)ピロリジン-2-カルボキサミド)-2-フェニルエチル)ピリジン；

(S)-1-((S)-2-アミノ-3-フェニルプロパノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミド；もしくは

(S)-1-((S)-2-アミノ-4-メチルペンタノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミド；または上記のいずれか1つの薬学的に許容される塩。

【請求項3】

化合物(S)-1-((S)-2-アミノ-3-メチルブタノイル)-N-((S)-1-フェニル-2-(ピリジン-2-イル)エチル)ピロリジン-2-カルボキサミドまたはその薬学的に許容される塩。

【請求項4】

請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩を、薬学的に許容される補助剤、賦形剤または担体と共に含む医薬組成物。

【請求項5】

治療に使用するための、請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩。

【請求項6】

うつ病の処置のための薬剤の製造における請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩の使用。

【請求項7】

うつ病の処置において使用するための、請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩を含む、医薬組成物。

【請求項8】

うつ病障害が大うつ病性障害である、請求項6に記載の使用。

【請求項9】

うつ病障害が大うつ病性障害である、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項10】

疼痛の処置のための薬剤の製造における請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩の使用。

【請求項11】

疼痛の処置において使用するための、請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩を含む、医薬組成物。

【請求項12】

レット症候群、自殺念慮、双極性障害、強迫性障害、サリンガス中毒またはてんかん重積状態の処置のための薬剤の製造における、請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩の使用。

【請求項13】

レット症候群、自殺念慮、双極性障害、強迫性障害、サリンガス中毒またはてんかん重積状態の処置において使用するための、請求項1、2または3に記載された式(I)の化合物またはその薬学的に許容される塩を含む、医薬組成物。

【請求項14】

R 1 が、(S) - 1 - フェニル - 2 - (ピリジン - 2 - イル)エタンアミンを形成する
ために、D P P I V 酵素によって切斷することができる、請求項 1 から 3 のいずれか 1
項に記載の化合物またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 1 5】

(S) - 1 - フェニル - 2 - (ピリジン - 2 - イル)エタンアミンを形成する R 1 の切
断が D P P I V 阻害剤の使用によって調整することができる、請求項 1 4 に記載の化合
物。